

公開・非公開の別

公開 部分公開

非公開

第3回浜松市医療的ケア児等支援協議会

会 議 録

1 開催日時 令和3年3月3日 午後2時から午後3時10分

2 開催場所 浜松市役所 32会議室

3 出席状況

委員氏名	所属	備考
福田 冬季子	浜松医科大学	Zoom参加
宮谷 恵	聖隷クリストファー大学	
遠藤 雄策（会長）	浜松市発達医療総合福祉センター はままつ友愛のさと	
大木 茂	総合病院 聖隷浜松病院 総合周産期母子医療センター新生児科	Zoom参加
岡崎 貴宏	岡崎内科医院	Zoom参加
藤田 延江	県立西部特別支援学校	
里 あゆ子	浜松地区肢体不自由児親の会	
清水 恵美	在宅医療ケアのある子を持つ親の会	
梶村 美由紀	浜松市中障がい者相談支援センター	
鈴木 崇之	相談支援事業所アグネス	
雨宮 寛（副会長）	浜松市障がい者基幹相談支援センター	
仲谷 美樹	健康福祉部 健康増進課	
井川 宜彦	こども家庭部 幼児教育・保育課	
板倉 称	健康福祉部 健康医療課	
新村 隆弘	健康福祉部 健康医療課	
久保田 尚宏	健康福祉部 障害保健福祉課（事務局）	
夏目 健一	健康福祉部 障害保健福祉課（事務局）	
柴田 多美子	健康福祉部 障害保健福祉課（事務局）	
山内 愛美	健康福祉部 障害保健福祉課（事務局）	

4 傍聴者 なし

5 議事内容

- 1 全数把握調査報告
- 2 災害時支援に関する進捗状況報告

- 3 医療的ケア児等支援者養成研修報告
- 4 医療的ケア児等コーディネーターについて
- 5 その他

6 会議録作成者 障害保健福祉課生活支援第2グループ 山内

7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 無

8 会議記録

1 全数把握調査報告

資料に基づき事務局から説明

【委員からの意見】

(遠藤委員)

- ・医療的ケアに関しては重症化等の変化が見られることがあるが、情報の更新は年に1回程度行うのか。

⇒(事務局) 安否確認システム利用し、対象者へ情報更新の連絡をすることを考えている。

(雨宮委員)

- ・全数把握からどのようなことが見え、今後はどのような方向性を持っているのか。

⇒(事務局) 全数把握調査をしたところであるため、コーディネーターを設置し、医療的ケア児等に関する実態把握を進めていく。

(大木委員)

- ・情報提供に同意しない人はどれくらいいるのか。

⇒(事務局) 情報提供書兼同意書は基本的に同意者のみ提出することから、同意しない人の数は把握できていない。関係機関から情報提供を希望しない方がいるとの情報は入っている。

- ・安否確認システムは情報提供した人全てが登録されているという考えで良いか。

⇒(事務局) システム登録に関しても対象者の同意が必要であるため、対象者自身にシステム登録してもらう必要がある。そのため、情報提供した人全てが安否確認システムに登録しているとは限らない。令和2年2月までに人工呼吸器使用児者111人に対して安否確認システム登録通知を発送しており、今日現在システム登録しているのは35人。

(清水委員)

- ・保護者からは安否確認システムの登録の仕方がわからない、登録できたかわからないとの意見が聞かれている。

⇒(事務局) 対応について検討していく。

2 災害時支援に関する進捗状況報告

資料に基づき事務局から説明

【委員からの意見】

(雨宮委員)

- ・災害時個別支援計画は計画相談支援事業所が作成するということが、安否確認等のマネジメント業務の負担が大きい。通所施設等の関係機関にも災害時個別支援計画作成について周知が必要ではないか。

⇒ (事務局) 関係支援機関への周知については検討していきたい。

- ・計画相談支援事業所の負担が大きいことから、委託費等、市で対応できないか。

- ・障害福祉サービスを利用していない対象者についての災害時個別支援計画作成は誰が対応するのか。

⇒ (事務局) 障害福祉サービスの利用者以外の対応は未調整

(鈴木委員)

- ・計画相談支援事業所は、対象者の生活状況の把握ができていることから、災害時個別支援計画の様式を埋めることは可能だが、業者等の調整は難しい。

- ・医療的ケア児者の対応をしている相談支援事業所には偏りがあり、一部の事業所への負担が大きいのではないか。

(遠藤委員)

- ・人工呼吸器を使用している人の直接避難についての調整はどうなっているのか。

- ・発動発電機と人工呼吸用外部バッテリーの両方を支給する場合はあるのか。

⇒ (事務局) 支給上限額が20万円であるため、両方支給する場合もある。

- ・人工呼吸器用外部バッテリーは数時間しか使用できないことから、発動発電機と蓄電池の併用が必要。日常生活用具として蓄電池も対象になると良い。

(大木委員)

- ・災害時の個別支援計画は、災害内容に応じて考えていくべき。台風と地震を分けて考え、水害や停電に対応できる計画でなければならない。

⇒ (事務局) 災害時個別支援計画については、計画相談事業所等の意見を聞きながら調整する。

3 医療的ケア児等支援者養成研修会報告

資料に基づき事務局より説明

【委員からの意見】

(遠藤委員)

- ・福祉分野が医療分野の専門用語がわからないように、医療分野も福祉分野の用語がわからないことがある。医療と福祉に関する専門用語について一覧表を作ってはどうか。

(宮谷委員)

- ・Zoomでの開催であれば、研修に参加できなかった人が後から視聴できるように研修内容の録画をしてもらえると良いのではないか。

⇒（事務局）来年度の研修から検討していきたい。

4 医療的ケア児等コーディネーターについて

医療的ケア児等コーディネーターの業務について事務局より説明

<コーディネーター業務>

- ① 当事者、家族、支援機関からの医療的ケア児・重心児に関する相談対応。
- ② 協議会、当事者の意見を伺う会、研修会について障害保健福祉課と共に開催。
- ③ 医療的ケア児者の名簿管理
- ④ 災害時個別支援計画作成支援、災害時の情報発信等。

【委員からの意見】

（清水委員）

- ・相談の対象は「児」のみになるのか。
⇒（事務局）まずは医療的ケア児の支援体制を整えることを目的としており、「者」に関しては相談があれば対応する。
- ・コーディネーターはどのような職種が対応するのか。
⇒医療と福祉の経験がある者が対応することとしている。

（里委員）

- ・医療的ケアのない重心児は、18歳になると小児科とのつながりが切れてしまう。18歳以降に気管切開や胃ろうなどの医療的ケアが必要になるケース、18歳以降に医療的ケアが必要になり、その後必要な支援機関につなげられないケースがあることから、コーディネーターには「者」に関する相談対応もしてほしい。
⇒（事務局）調整をする。

（雨宮委員）

- ・難病や小児慢性に関しては相談対応するのか。
⇒（事務局）対象を明確に分けることはできない。相談があれば対応する。
⇒（健康増進課）浜松市保健所において難病は難病相談支援センター、小児慢性は自立支援相談員が相談対応している。

（遠藤委員）

- ・医療的ケア児等支援協議会は、市がメインとなって進めてもらいたい。
⇒（事務局）コーディネーターと協力し、来年度も障害保健福祉課が協議会事務局を担う。